

近組 2024-002 号

2024 年 1 月 23 日

学校法人 近畿大学
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合
執行委員長 光永 靖

団体交渉要求書

近畿大学教職員組合（以下、本組合）は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、奈良キャンパスの組合事務所の設置、および東大阪キャンパスの組合掲示板の再設置を求める。

貴法人は、2019 年 11 月 30 日に救済命令が発出された平成 29 年（不）第 43 号近畿大学事件で、東大阪キャンパスの組合掲示板を撤去し、その後設置しなかったことが不当労働行為と認定された。続けて、2020 年 6 月 30 日に救済命令が発出された平成 29 年（不）第 29 号近畿大学事件では、事務室や掲示板を貸与せずに組合活動を抑圧したことが不当労働行為であると認められた。

これらの命令を受け、貴法人は東大阪キャンパスに組合掲示板を設置したものの、人目に触れにくい場所への設置であり、他組合との差別が明らかであるため、本組合はこの掲示板を使用していない。命令の趣旨に添うよう、人目に触れやすい場所に再設置せよ。

また、奈良キャンパスへの事務室設置については、いまだに実現していない。研究棟 1103 室の元緑友会事務室にあたる狭くて窓のない部屋（区画）の提案があったが、本組合の事務室としての使用に耐えるものではなく、受け入れられない旨は回答済みである。にもかかわらず、その後の協議は一切行われないうまま放置されている。

現状は、労働委員会命令の不履行ということになるため、事務室貸与（研究等 1119 室またはそれと同等の部屋）と掲示板再設置のための協議を求める。

1 月 29 日の団体交渉の際に回答せよ。

以上